独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社プロクレアホールディングス	コード	7384
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三國谷　勝範	社外取締役	○													○		有
2	樋口　　一成	社外取締役	○										△					有
3	岩木川　雅司	社外取締役	○										△					有
4	河田　　喜照	社外取締役	○										△				新任	有
5	石田　　深恵	社外取締役	○										○					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		・三國谷勝範氏は、金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任し、金融行政において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
2	・樋口一成氏は、当社グループと取引のある株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の執行役員や同行子会社の代表取締役等を務めておりましたが、2016年に退任しております。社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・樋口一成氏は、大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役を歴任し、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年よりみちのく銀行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	・岩木川雅司氏は、当社グループと取引のあるSMBC日興証券株式会社の代表取締役を務めておりましたが、2020年に退任しております。また、当社グループと通常の銀行取引のある株式会社ヒューレックスの執行役員を務めておりましたが、2021年に退任しております。社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・岩木川雅司氏は、大手証券会社において代表取締役を務めた経験を有する等、金融分野において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グープの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
4	・河田喜照氏は、当社グループと取引のある株式会社東奥日報社の代表取締役等を務めておりましたが、2024年に退任しております。社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・河田喜照氏は、青森県内最大手の新聞社において代表取締役を務めた経験に加え、地域の社会・政治・経済に関する幅広い知見を有しております。こうした経験や知見が、今後の持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能強化に活かされることが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
5	・石田深恵氏は石田法律事務所に勤務しており、過去に当社の連結子会社である青森銀行（現青森みちのく銀行）は同法律事務所と顧問契約を締結しておりましたが、過去３年において同法律事務所に対する金銭等の支払はございませんでした。また、現在は青森みちのく銀行と内部通報窓口業務の委託契約を締結しておりますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。	・石田深恵氏は、弁護士として、法律に関する高い見識と専門性を有しており、企業法務に関する実務経験も豊富であります。2018年より青森銀行の社外取締役監査等委員を務め、経営から独立した立場からの提言等により取締役会の活性化に貢献してまいりました。こうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに当社グループの監査機能や取締役会の意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 ・同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」における基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

４．補足説明

≪当社における独立性判断基準≫
（１）当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
（２）当社グループの主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
（３）コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
（４）当社グループの主要株主またはその業務執行者ではないこと。
（５）当社グループより、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
（６）上記（１）～（５）に過去３年以内に該当していないこと。
（７）上記（１）～（６）に該当する者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと。
＜各種定義＞
※「当社グループを主要な取引先とする者」当社グループとの取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の２％以上である先をいう。
※「当社グループの主要な取引先である者」当該取引先との取引による収益が当社グループの直近事業年度の連結粗利益の２％以上である先をいう。
※「多額」過去３年平均で年間10百万円または当該取引先の年間費用の30％のいずれか大きい額を超える金額とする。
※「主要株主」直接・間接に10％以上の議決権を有する株主とする。
※「重要でない者」会社の役員及び部長クラスでない者とする。
※「近親者」二親等以内の親族とする。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。